

令和5年度 住民税の主な改正点

掲載内容(目次)

1. 住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う措置
2. 未成年者の年齢要件の変更

住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う措置

所得税において、住宅ローン控除の適用期限が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した方も対象になりました。この間に入居された方は、所得税において控除しきれなかった額について、所得税の課税総所得金額の5%(上限97,500円)の範囲内で、翌年の住民税から控除されます。

《個人住民税における控除額》

居住年	控除額	限度額
平成21年1月から平成26年3月までに入居	次のいずれか小さい金額 1. 所得税の住宅ローン控除額のうち 所得税において控除しきれなかった金額 2. 所得税の課税総所得金額等の5%	97,500円
平成26年4月から令和3年12月までに入居 (消費税率が8%または10%の場合に限る)	次のいずれか小さい金額 1. 所得税の住宅ローン控除額のうち 所得税において控除しきれなかった金額 2. 所得税の課税総所得金額等の7%	136,500円
令和4年1月から令和7年12月までに入居	次のいずれか小さい金額 1. 所得税の住宅ローン控除額のうち 所得税において控除しきれなかった金額 2. 所得税の課税総所得金額等の5%	97,500円

《控除期間》

住宅の種類	入居年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅(注1)	令和4年から令和7年	13年
その他の新築住宅	令和4年・令和5年	13年
	令和6年・令和7年	10年
既存住宅	令和4年から令和7年	10年

(注1)認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指します。

※この表は、個人住民税では令和5年度以降、所得税では令和4年分以降の申告において適用が受けられるもののみを掲載しております。

住宅ローン控除が適用される要件等については、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

未成年者の年齢要件の変更

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和 5 年度から、1 月 1 日(賦課期日)現在で 18 歳または 19 歳の方は、市・県民税の非課税判定において未成年者にあたらないことになりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が 135 万以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は前年中の合計所得が 42 万円(※)を超える場合課税されます。

(※) ★ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 : 42 万円

★ 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

32 万円 × {(同一生計配偶者及び扶養親族の人数) + 1} + 19 万円 + 10 万円